

**街区公園等を活用したにぎわいづくり制度
(小さなエリアマネジメント)の実施について (素案)**

1 目的

町内会・自治会等（以下「町内会等」という。）が地域内の街区公園、近隣公園、地区公園及び緑地（以下「街区公園等」という。）において営利活動等が実施できるよう、これに係る規制を緩和することにより、住民主体のにぎわいづくり活動の活性化を図り、併せて、町内会等の活動財源の確保を支援する。

2 活動団体の要件

以下の「組織」及び「実績」の要件を両方満たす町内会等

組織	以下の①～③のいずれかに該当する町内会等 ① 単位町内会・自治会 ② 連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③ 公益的活動を行うことを目的とし、かつ町内会が構成員に加わる地域団体
実績	以下の①又は②のいずれかに該当する町内会等 ① 街区公園等の指定管理者 ② 「街区公園清掃等報奨金制度」適用団体

3 規制緩和の対象とする活動

町内会活動イコール「地域住民による地域密着型の公益的活動」であると捉え、①公園使用許可等の申請団体が町内会等であり、②町内会等の活動として営利活動を行い、③この活動で得た利益は全て町内会等の活動に充当すること、の3点を満たしていれば規制を緩和する。

4 規制緩和の内容

組織	実績	実施可能となる活動	
		物品販売等を 主目的とした営利活動 (例 フリーマーケット等)	自動販売機の設置
①単位町内会・自治会 ②連合町内会又は地区社会福祉協議会 ③公益的活動を行うことを目的とし、かつ町内会が構成員に加わる地域団体	街区公園等の指定管理者	○ (公園使用許可)	○ (公園施設設置許可)
	街区公園清掃報奨金交付要綱に基づき報奨金を受けている	○ (公園使用許可)	×

()内は、許可の種類を示す。

※なお、「街区公園等を活用したにぎわいづくり制度」に基づき「物販行為等を主目的とした営利活動」及び「自動販売機の設置」を実施した場合、公園使用料は減免となる。

5 収益の扱い

上記の営利活動及び自動販売機で得た**利益（収支差額）は、全て町内会活動費等へ充当することをルール化する。**

6 町内会等への義務付け事項

営利活動等を実施するに当たり、当該街区公園等の美観維持のため、清掃美化に積極的に取り組む旨の努力義務を課す。

7 手続き

各区地域起こし推進課の推薦状（副申書）に基づき、公園使用許可等の担当課（各区維持管理課）が使用許可等を行う。